時事新報

政界公示の期を望む

明治十八年の末我政府が大改革を施し内閣總理大臣を置て政府全體の責を一人に歸し一人の號令を以て全體を運動するの都合と爲るや此改革は日本の政府をして文明政治に一歩を近くせしめたるものにして是より以後は政府各省の方向も一に歸し政界公示の運びにも至るべしとて我輩は世人と共に之を嘆美しつゝある間もなく總理大臣は官守と明にし選叙を慎ま繁文を省き冗費を節し規律を嚴ふする等政府の事務を整理せる五箇條に綱領を定め之を各省大臣に達し斯くて後其達文と官報に掲載したるとは我々人民も間接に之を一覽するとを得たれども右五箇條の綱領は云はゞ政府中の内規に關するものにして政府の事務上より區別すれば公の部分にはあらずして寧ろ私の部分に屬するものなれば我輩は當時望蜀の念を起して偏に新内閣の政略如何を知らんとを望ひとて發言したることあり抑も今の内閣は純然たる政黨内閣の資格を具へずして或は歩み合ひの說を以て事を處分するが如き趣なきにも非ずと云へる事情ありしが爲めに歳月匆々伊藤内閣組織以來今は はや足掛け三年の久しきに渉れども政府が其政界と公示するの擧に於て未だ我輩の望を滿足すると能はざるは我輩の平常遺憾とする所なり凡そ何れの國にても政黨論は初發には其黨の主義意向を代表せんが爲めに自由黨又は保守黨なと云へる名義を附け自由とは箇樣〳〵の意味ふして保守とは云々の理由なりとして其名義論の爭に忙はしきを常とすれども實際の政治に關しては自由黨の議論思ひの外に不自由にして保守黨必ずしも保守ならざるの場合少なからず英國の碩學スペンセル氏の如きも近頃新王權黨論を著はして英國王權黨の猛勢を叙し政黨の名と實と次第に其趣を異にするの有樣を示したるとあり寡するに漠然たる名義論は實ふ實際に緣なきのみならず畢竟無益の爭なるが故に政治家は成る可く其論點を實地に指して時の大疑問大政界に就て其平生の蘊貯を發揮し以て其黨論の異同する所を示すとは肝要なれども左ればにや文明國の政治家は時の問題に對して其政略を明にし政府の憲の所在を示して可否と輿論に問ふを常とし現ふ英國などにては内閣の交迭ある毎に新政府は前政府の政略の非を示して己れの政略の正を明にせざる可らざるが故に政府が其政界を示すは勿論、誠は未だ交迭なくして在野の位地に立つ時にても我政府に反對する者は自家の方向を公示するの慣行ふして在朝在野權要の人が何館れ宴會何地の集會に出席ふ百千人の耳目に對して其内閣若くは其黨派を代表し公然其意見を演說すれば世上にては其意見を認めて之を内閣に組織し或は議會上にも舉薦して論敵は之を攻擊し或者は之を論難し遂に其可否を輿論に問ふく最後の批判を仰ぐとなかと云へり即ち文明國の政治上に政界公示は大切なる所以にして我政府の如きも文明政治に一歩を進めたる上からは是非とも其實擧を公示せる必要なくて叶はぬ事ならんと思はるゝなり將又明治二十年の今日、我日本國は政治上一般國民の前以て開知せんする者甚だ多き其中にも二十三年國會憲法の精神は如何、議院は二局と要するか、上院は何程の人物を以て組織するか、下院議員の撰擧並に選擧權は何を目當てとして決す可きか凡を此邊の意見議論は國民の前以て開知して前以て計定せんとする所なるべし其他事政時政は勿論或は外交政略に就ても事の極秘密に屬せざる部分は其向きの人々に於て折りに觸れ機に投ずく遺慮なく之を公示せるあらんと我輩の希望する所なり伊藤内閣の組織以來今日ふ至るまで足掛け三年を經より三年鳴らず鳴けば必ず人を驚かすものある可し我輩の聞かんと欲する所あり

官報

○内務省訓令第三十六號　警視廳　府縣（東京府ヲ除ク）

警察巡閲規則左ノ通之ヲ定ム

明治二十年六月十一日　内務大臣伯爵山縣有朋

警察巡閲規則

第一條　本則は警察各部に於ける紀律の張弛、服務の勤惰、處務の整否其他法律命令實施の狀況を視察し警察の實効を收めしむるが爲めに設くるものとす

第二條　巡閲は毎年四月五月の間に於て東京に在ては警察本署長其他府縣に在ては警部長をして之を施行せしむべし

第三條　巡閲官は左の項目に就き其方法の如何を査閲すべきものとす

一　執行事務及其報告の方法○二　執行官吏の配置及警邏○三　警務の監督及警邏の監督○四　非常召集の方法○五　司法警察即ち犯罪人の捜査、逮捕、訊問及檢察官（送付の手續等）○六　告人の捜査、逮捕、訊問及檢察官（送付の手續等）○六　傳禮送○七　諸願伺書等に關する諸文書の取扱○八　遠警及諸報則取扱○八　遠警統計記錄の整理　文書統計記錄の整理　交通取締及救護○十　會計經理及救護○十一　服裝姿勢及禮式○十二　教習及訓授○十三　火災消防　集會に關する取締○十四　警察分署出所及留置場の構造設備及器具の使用○十六　警察上緊急の器具○十七　集會に關する取締○十八　衛生警察に關する諸般の取締○十九　交通取締即ち道路及舟車の狀況等○二十　衛生風俗及公安に關する營業取締殊に料理店貸座敷宿屋貸物商貸舟及危險物貸舟等

第四條　巡閲官は警察官吏の風儀動作其他人民に對する限度をあやまりて視察するものとす

第五條　警察處務に關する懲否及び警察官の處分に關する意見を巡閲官に申告するものあるときは之を受理査閲すべし

第六條　巡閲官巡閲を終れば其狀況を認め意見を付し巡閲中に係る日誌を添へ警視總監又は知事に復命し警視總監又は知事は其概況を内務大臣に報告すべし

○海軍省訓令第六十三號　海軍一般

廣島縣下吳港ニ第二海軍區鎮守府建築事務所ヲ置キ長崎縣下佐世保港ニ第三海軍區鎮守府建築事務所ヲ置キ廣島縣下江田嶋ニ兵學校建築事務所ヲ置キ各委員ノ内ヨリ在勤セシム

○東京府告示第三十六號　明治二十年六月十一日　海軍次官子爵樺山資紀

本月十六日ヨリ臨時區部會ヲ開ク

明治二十年六月十一日　東京府知事男爵高崎五六

○領事代理　在長崎英吉利領事エンスリー氏病氣保養のため旅行するに付き其不在中はイーエーグリフヰス（E.A.Griffiths）氏代理する旨同國公使より外務大臣へ通牒ありたり（以上本年六月十一日官報）

宮廷録事

○譽見幷賢所參拜　今度英國へ留學を命せられたる海軍大軍醫山本景行氏は一昨十一日午前十時參内拜賢幷に賢所參拜仰付られたり

○明宮殿下　には去る十日午後より池上村へ成せられ御臨途泉岳寺を御遍覽在らせ給ひたるよし

雜報

○有栖川宮の觀劇　同一品宮には去る十日御息所御同伴にて新富座に演劇を一覽されたるよし

○伊藤伯　同伯は金澤夏嶋に新築の別莊に滯在中なりしが去る十日東京に御用の筋ありて由にて鳥渡歸京、間もなく翌日夫人令孃を携へて再び同所へ赴き此度は伯の大人も同行ふなりと云ふ

○三嶋書記總監　同總監は一昨十一日も芝區より赤坂四ッ谷區等の各警察署と巡視し警内事務取調所より拘引所等を親しく觀視し尚ほ昨日も其他の各署を同樣巡廻したるよし

○大谷光瑞師　は本日の電報に見ゆる如く一昨十一日京都の本山を出發して東上の途に就きたるよし

○坂部訓正氏　大藏農坂部訓正氏は一昨十一日大藏參事官（奏任官四等）に任ぜられたり

○高橋新吉氏　は前號に記ふたる如く濃尾中おりし九州鐵道調査委員の人々と共に一昨十一日横濱解纜の近江丸に搭ぜて出發したるが神戸港に立寄り大坂より枝師を同伴する筈なりとよし

○樺山栃木縣知事　は過般來出京中にて昨日歸任すべき筈なりしが都合ふよりて明後十五日迄日延べしたるよし

○地方官出京　熊本縣書記官山下秀實氏は去る十日出京して日本橋西河岸嶋屋方に投宿したり

○小畑書氏　大坂鎮臺副官陸軍歩兵少佐小畑書氏は去る八日本職を免ぜられ總務局人事課員に補せられたり

○送別の宴　第一高等中學校長野村彦四郎氏が今度第五同中學校長に轉任したるとして教官幷に學生は一昨十一日午後三時より同校に於て立食れ送別宴を開き同氏を饗應したるよし

○黑岡大佐の饗宴　海軍大佐黑岡帶刀氏は一昨十一日午前十一時より有栖川三品宮及英國軍艦リヤンダ號艦長ダンロフ氏其他我海軍將校數名を水交社に招請して午餐を饗應したるよし

○留送別の宴　岩山宮崎縣知事は不日赴任するに付田中元老院議官を始め大日本農會役員片山遠平、岡穀、池田謙齋、後藤達三、平野陶應等の諸氏は一昨十一日午後六時より龜嶋町の借樂園に於て留送別を兼ねる宴會を開きたりといふ

○朝鮮京城通信　五月三十日發

朝鮮政府は五月十八日清皇帝の親政慶賀とて大使李承五、書狀官鄭閣郭の一行と北京に向け出發せしめたり○佛國公使い五月廿六日佛國軍艦にて京城に到着同二十八日國王に謁見し國書を捧呈せり聞く所に據れば當時京城ふ滯在し朝鮮政府の國書を受け一先歸國するよし○義に上書せし池錫永氏は本月廿三日政府より採用致し難き旨達せられ遂に同月廿六日全羅道古今島へ流竄せらるたり○白春培氏は金玉均の同類ありとして奏て捕縛左餐の手ふ捕縛され居りしが本月廿三日衣服の繩を以て自ら縊死せり

○釜山通信　六月三日發

當地在勤陳軍少尉柄田鑑吉氏は當國内地巡廻の爲め五月下旬當地と發し全羅、慶尙兩道を巡り此程歸りたり同氏の話に兩道とも麥作は十分の出來にして收穫豐穰なるべければ本年の輸出は餘程繁昌するなるべしとて商人は一般に喜び合へるよしふ又兩道とも昨今天然痘非常ふ流行すれども豫防法行屆りざるが故に何時鎭滅するやを知らざる有樣なりと云ふ○當居留地には目今間歇熱を患ふる者六七名其他日ふ日本共立病院に診察を乞ふもの頗る多きよし因にいふ近來韓人殊に濟州全羅邊の人民い頻りに同病院と信仰まて治療と乞ふ者增加せまが就中外科の病名多きやに聞けり○對馬警備隊長陸軍少佐水野勝毅氏い此程長崎より對馬へ渡航の途次高千穗丸にて當地へ立寄り本日肥後丸に乘ふ對州に向け出發せり○商況は五六日前までは殆んど休業の姿ありしに此程高千穗丸入港の時ありまし頃より遽かに氣色立ち商人の墨を買入れ元山へ送りたるもの五斗俵にて一萬二千餘に及びたる程ありて又大坂への穀物輸出は隨分氣合宜しきよしあり目下當地の物價は左の如ふ即ち白米一斗上廿七文五分、中廿六文、下廿五文玄米一斗廿四文五分大豆同廿文小豆同廿七八文牛骨百斤五百文牛皮百斤大十貫四五百文小十二貫文布海苔百斤十八文ふり廿二三文天草百斤赤い八文より十文青は六文より七文韓錢十四割三分粉山斗一石一貫二三百文鮑鮑百斤六百二三十文金巾一反三圓廿錢より五六十錢寒冷紗一反八九十錢石油一箱二圓二三十錢柳子油一斗二圓白砂糖百斤サヌキ中七圓內外黑砂糖百斤大鯛四圓八十錢素麺十貫目二圓六七十錢鹽鹽同十一二圓澤庵酒一樽古八圓四五十錢雪六十圓內外あり

○鎭本鎭氏の宣告書　同氏が本月三日長崎重罪裁判所に於て無罪の宣告を受けたる事は既に電報ありまゝ今その宣告書を掲ぐ

裁判言渡

生所　竹早町

右の者殺害事件に對し在清國上海領事裁判所に於て移すの言渡に依り北公所を以て同人に於て始末書送書清國人昨久馬が爲したる死體檢査書を證人等を調べ其他斷定一切の書類を檢査し被告人鎭本誠は清國上海米商二十年四月七日午前第四時の際室に有たる支那カバ訝の餘りを取紀さんと欲し推開きたる間暴して一人の爲め走り出でたる際鎭盜に押帽し逃走せんとすると雖も鎭盜何等の答も爲さずに爲め走り出でたる際鎭盜は敷するより携ふる鎭の材刀を投直に二階より馳せ下り俱に外に二名の怪しき者ゆみ隙出るや被告人誠が取押へ居取て戸外に逃走したるより刀を把り鎭盜を追跡したるせ入るや突然振廻り携ふる刀を被告人誠は事不者縛し其亂擊を支へたるも勢鎭盜より被刀を以て應擊した深に鎭盜は其傷の爲め死に際清國人昨春南あることを